○内閣府告示第三百七十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　益田地区広域市町村圏事務組合

二　地域活性化総合特別区域の名称　「森里海連環　高津川流域ふるさと構想」特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百七十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　山口県、光市及び柳井市並びに山口県熊毛郡田布施町

二　地域活性化総合特別区域の名称　次世代型農業生産構造確立特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百七十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　三重県

二　地域活性化総合特別区域の名称　みえライフイノベーション総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百七十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十六号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会

二　国際戦略総合特別区域の名称　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百七十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村並びに名古屋港管理組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部国際空港株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、社団法人中部航空宇宙技術センター及び国立大学法人名古屋大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百七十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百七十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百八十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百八十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

二　地域活性化総合特別区域の名称　あわじ環境未来島特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百八十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　西条市

二　地域活性化総合特別区域の名称　西条農業革新都市総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百八十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　大分県及び宮崎県

二　地域活性化総合特別区域の名称　東九州メディカルバレー構想特区（血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区）

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業